

## 本則課税（一般課税）を選択した場合の帳簿・集計表・請求書の記入例

### ※仕入や経費に係る消費税額を実際に支払った額で計算する方法

令和5年10月1日からインボイス制度が開始いたします。インボイス制度を登録した場合は、課税売上高が1,000万円以下でも消費税の確定申告が必要となります。消費税納税額を計算するためには、一定の要件を満たした帳簿が必要となります。一定の要件を満たしていない場合は、経費として支払った消費税と認められず消費税納税額が増加する可能性があります。

帳簿や請求書の基本的な記入例を下記に記載しました。返品や値引きなどがあった際の「返還インボイス」や記入誤りがあった際の「修正インボイス」など通常とは異なる取引やご不明な点は申告会の相談会または税務署でご相談ください。

### これが一定の要件を満たした帳簿です！

(現金出納帳)

日付	摘要		収入	支出	残高
10/1	売上	本日の売上 (10%)	121,000		
"	売上	本日の売上 (8%)	10,800		806,900
10/2	消耗品費	作業着 ▲○商店 (10% 無)		30,000	
"	仕入	食材 ○○(株) (8% 有)		216,000	
"	仕入	酒・梱包材 ○○(株) (10% 有)		180,000	380,900
10/3	旅費交通費	JR○△ 運賃 (3万円未満の鉄道料金)※1		16,800	
"	消耗品費	作業着 ▲○商店 (10%)※2		6,800	357,300

摘要に消費税率・インボイス番号の有無（仕入・経費のみ）の追加記入が必要です。消費税率が違う場合は、同じ勘定科目でも分けて記入します。売上は、消費税率の記入のみ必要です。

※1 帳簿のみ保存の特例を適用する場合は、特例要件の記載が必要となります。

※2 少額特例を利用する場合は、インボイス番号の保存が不要となる為、消費税率のみ記入する。

※会計ソフトをご利用の方は、ご利用の会計ソフトにて設定された方法により登録します。

(集計表)

月	消費税率	売上(賃料)	仕入	租税公課	水道光熱費	旅費交通費	通信費	接待交際費	損害
10月	0%			20,000				100,000	58
	8% (有)	153,000	336,020					3,800	
	8% (無)		48,500						
	10% (有)	825,360	248,000		80,060		28,656	9,900	
	10% (無)								
11月	0%								
	8% (有)	280,100	302,105						
	8% (無)								

記帳内容を基にして集計表を作成します。

## これがインボイスです！

①から⑥の記載事項を満たしたものであればインボイスになります。

現在の請求書や領収証等に不足する項目を追加してください。

※登録申請書を提出したにもかかわらず、インボイス制度開始までに登録通知書が届かない場合は次のような対応をしてください。

●登録番号の交付が遅れている旨を伝え、登録番号通知後にインボイスを交付する

●暫定的な請求書等を交付し、登録番号通知後に改めてインボイスを交付する

(請求書)

請求書		
○○御中		
		●●商店 登録番号 T1234567890123
合計金額 19,500 円		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000 円
11/1	豚肉 ※	10,000 円
11/15	割りばし	1,000 円
11/29	タオルセット	2,000 円
※軽減税率対象		
8%対象	15,000 円	消費税 1,200 円
10%対象	3,000 円	消費税 300 円

① 交付先(売上先)の名前

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)と**適用税率**

④ 売手(当社)の名前と**登録番号**

⑤ 取引内容  
(軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額等**

※1円未満の端数処理はこの段階で行います。  
※端数処理は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行います。

(領収証)

領収証		No.
○○ ○○ 様		
19,500 円		
但 飲食料品(軽減税率対象)、日用品代金として 令和○年○月○日 上記正に領収いたしました。		収入印紙
<金額(税抜・税込)>		
8%	16,200 円	
10%	3,300 円	
<消費税額等>		
8%	1,200 円	
10%	300 円	
●●商店 川崎市川崎区宮前町 8-17 TEL 044-211-0141 登録番号 T1234567890123		

① 交付先(売上先)の名前  
※不特定多数の者を相手とする事業者の場合は省略可

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)と**適用税率**

④ 売手(当社)の名前と**登録番号**

⑤ 取引内容  
(軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額等**  
※不特定多数の者を相手とする事業者の場合は適用税率が記載されていれば省略可

(仕入明細書)

買い手が作成して売り手に交付する仕入明細書に「課税仕入れの相手方の名前と登録番号」など所定の事項が記載されている場合、その控えを買い手が保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。※売り手による内容確認を得たものに限られます。

## 簡易課税を選択した場合の帳簿・集計表・請求書の記入例

### ※仕入や経費に係る消費税額を売上税額にみなし仕入れ率を掛けて計算する方法

令和5年10月1日からインボイス制度が開始いたします。インボイス制度を登録した場合は、課税売上高が1,000万円以下でも消費税の確定申告が必要となります。消費税納税額を計算するためには、一定の要件を満たした帳簿が必要となります。一定の要件を満たしていない場合は、経費として支払った消費税と認められず消費税納税額が増加する可能性があります。

帳簿や請求書の基本的な記入例を下記に記載しました。返品や値引きなどがあった際の「返還インボイス」や記入誤りがあった際の「修正インボイス」など通常とは異なる取引やご不明な点は申告会の相談会または税務署でご相談ください。

### これが一定の要件を満たした帳簿です！

#### (現金出納帳)

日付	摘要		収入	支出	残高
10/1	売上	本日の売上 (第3種 10%)	101,000		
"	売上	本日の売上 (第2種 10%)	20,000		
"	売上	本日の売上 (第2種 8%)	10,800		806,900
10/2	消耗品費	作業着 ▲○商店		30,000	
"	仕入	食材 ○○(株)		216,000	
"	仕入	酒・梱包材 ○○(株)		180,000	380,900

売上・雑収入等の収入のみ摘要に消費税率・事業区分の追加記入が必要です。消費税率・事業区分が違う場合は、同じ勘定科目でも分けて記入します。経費に関しては追加記入はありません。

※会計ソフトをご利用の方は、ご利用の会計ソフトにて設定された方法により登録します。

#### (集計表)

		10月	11月	12月	下期小計	年間合計
売上 （ 収入 ） 金額	第2種 10%	102,020	102,280	120,560	644,085	1,653,385
	第2種 8%	153,000	286,550	335,360	1,544,185	3,453,585
	第3種 10%	723,340	555,480	592,250	3,736,505	7,838,225
	不・非課税				0	365,215
合計		978,360	944,310	1,048,170	5,924,775	13,310,410

記帳内容を基にして集計表を作成します。

## これがインボイスです！

①から⑥の記載事項を満たしたものであればインボイスになります。

現在の請求書や領収証等に不足する項目を追加してください。

※登録申請書を提出したにもかかわらず、インボイス制度開始までに登録通知書が届かない場合は次のような対応をしてください。

●登録番号の交付が遅れている旨を伝え、登録番号通知後にインボイスを交付する

●暫定的な請求書等を交付し、登録番号通知後に改めてインボイスを交付する

(請求書)

請求書		
○○御中		●●商店
		登録番号 T1234567890123
合計金額 19,500 円		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000 円
11/1	豚肉 ※	10,000 円
11/15	割りばし	1,000 円
11/29	タオルセット	2,000 円
※軽減税率対象		
8%対象	15,000 円	消費税 1,200 円
10%対象	3,000 円	消費税 300 円

① 交付先(売上先)の名前

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)と**適用税率**

④ 売手(当社)の名前と**登録番号**

⑤ 取引内容  
(軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額等**

※1円未満の端数処理はこの段階で行います。  
※端数処理は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行います。

(領収証)

領収証		No.
○○ ○○ 様		
19,500 円		
但 飲食料品(軽減税率対象)、日用品代金として 令和○年○月○日 上記正に領収いたしました。		収入印紙
<金額(税抜・税込)>		
8%	16,200 円	
10%	3,300 円	
<消費税額等>		
8%	1,200 円	
10%	300 円	
●●商店 川崎市川崎区宮前町 8-17 TEL 044-211-0141 登録番号 T1234567890123		

① 交付先(売上先)の名前  
※不特定多数の者を相手とする事業者の場合は省略可

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)と**適用税率**

④ 売手(当社)の名前と**登録番号**

⑤ 取引内容  
(軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額等**  
※不特定多数の者を相手とする事業者の場合は適用税率が記載されていれば省略可

(仕入明細書)

買い手が作成して売り手に交付する仕入明細書に「課税仕入れの相手方の名前と登録番号」など所定の事項が記載されている場合、その控えを買い手が保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。※売り手による内容確認を得たものに限られます